

4 月以降も継続利用するには更新手続きが必要です！ 高齢者福祉サービス

年度に1回の申請が必要なサービス



外出支援サービス (タクシー券)

タクシー利用券 (1 枚 500 円) を交付します。
1 人 42 枚まで。

対象者

自動車運転免許証を所持していない方(返納含む)で、次のいずれかに該当する方

- ① 70 歳以上の方
- ② 60 歳以上で下肢か視力に障がいがあり、身体障がい者手帳を所持している方

注意

1 回の乗車で **3 枚まで**
現金と合わせて利用できます。



軽度生活援助事業

作業員を派遣し、軽度の屋外作業を行います (生垣の剪定・草取りなど)。
1 世帯当たり年間 24 時間まで (4 月～翌年 3 月)。

対象者

65 歳以上のひとり暮らしの方が高齢者のみの世帯で、身体虚弱等により屋外作業が困難な方

費用 (共通)

各作業の基本料金は、申請時にご確認ください。
助成限度額は、作業員 1 人につき 1 時間あたり 440 円です。
超過分は自己負担となります。



配食サービス (見守り事業)

週 3 回を限度とし、安否の確認をしながらお弁当を配達します。※愛の定期便との併用不可
美野里：火～金 (昼食) / 小川：月・水・金 (夕食) / 玉里：火・木・土 (夕食)

対象者

65 歳以上のひとり暮らしの方が高齢者のみの世帯で、身体虚弱などにより調理が困難であり、安否確認が必要な方

費用

1 食 300 円 (市県民税非課税世帯の方は 200 円)
※支払い口座振替となります



愛の定期便 (見守り事業)

週 2 回訪問し、安否の確認をしながら乳製品 (ヤクルト) を配付します。
※ 1 回の訪問で 3 本配付。配食サービスとの併用不可

対象者

ひとり暮らしの高齢者で、急変のおそれのある持病があり、次のいずれかに該当する方

- ① 70 歳以上で閉じこもり傾向にある方や、孤立している方
- ② 65 歳以上で日常的に孤立した状態にあり、安否確認が必要な方

費用

無料



家族介護用品 支援事業

紙おむつなどの介護用品を購入する際に、購入費の一部を助成します。

対象者

在宅で生活する 65 歳以上の要介護 1～3 認定者を介護する方

※介護される方、介護する方ともに市内に住所を有し、市県民税非課税世帯であること

助成額

上限 3,600 円 / 月
超過分は自己負担となります。



さわやか出前 理美容サービス

理容師・美容師を派遣し、頭髪のカットなどを行います。
利用は 2 か月に 1 回、年 6 回まで。

対象者

65 歳以上のひとり暮らしの方が高齢者のみの世帯で、自力での外出が困難な方

費用

1 回 1,000 円

利用 1 か月前
に要申請

4月からの利用は2月27日（月）から申請を受け付けます 高齢者福祉サービス

初回のみ申請が必要なサービス



ふれあい給食サービス

月1回程度の会食を通じて、健康の保持増進や孤独感の解消を図ります。
美野里：四季健康館 / 小川・玉里：玉里保健福祉センター

対象者

65歳以上のひとり暮らしの方

費用

無料



緊急通報システム

消防本部と通じる通報装置を貸与、または給付します。

対象者

65歳以上のひとり暮らしの方か高齢者のみの世帯で、次のいずれかに該当する方

- ①緊急性を伴う持病（心疾患や脳疾患など）がある方
- ②緊急事態に機敏に行動することが困難な方

費用

市県民税の課税額により、自己負担が発生します。

注意

電話回線が「NTT」であることを確認してください。



高齢者日常生活用具給付事業

日常生活用具（電磁調理器・消火器・家庭用火災警報器）を給付します。

対象者

65歳以上のひとり暮らしの方

費用

市県民税の課税額により、自己負担が発生します。

利用希望の方へ

申請書を下記の申請窓口まで提出してください。
4月からの利用は、
2月27日（月）から申請を受け付けます。

■受付時間

平日 8:30 ~ 17:15

■申請窓口

- ・介護福祉課 高齢福祉係（玉里総合支所1階）
- ・福祉事務所小川支所（小川総合支所1階）
- ・福祉事務所美野里支所（市役所本庁1階）

申請書は窓口や市ホームページで
入手できます ▶



■申請時に持参するもの

本人確認書類（マイナンバーカード、保険証など）、代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合）

問い合わせ 介護福祉課 高齢福祉係 ☎ 0299-48-1111（内線 3111・3112）